## 別表

項	諮問	<b>建</b>	<b>沙</b> 中口	決定内容	⇒% 目目 口	対象保有個人情報	中仏機則の主張
番	諮問 番号	請求内容	決定日	主務課	諮問日	又は請求個人情報	実施機関の主張
		警官の請求者に対する職務怠慢		非開示			
1	622	行為により○日○○日で○日○○日で○日で○日で○日で○日で○日ででの日ででの日ででの日でで	平成 29年 12月 19日	総務局 総務部 総務課	平成 30年 2月 13日	○○への情報提供資料(平 成○年○月○日の件及び同	当該個人情報に含まれる委託先業者の従業員名は、開示請求者以外の個人に関する情報で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、個人情報保護条例16条2号に該当する。 また、当該個人情報を開示することにより、庁内における警備の手法や体制が明らかになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、個人情報保護条例16条4号に該当する。 さらに、庁内における警備の手法や体制が明らかになると、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされることにより、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、個人情報保護条例16条6号に該当する。
		警官の請求者に対する職務怠慢	1	非開示 (不存在)			
2	623	行発も日た事にによにが察しへず料 一〇○○をたますが、 一〇○○をたますが、 一〇○○をたますが、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	平成 29年 12月 18日	総コイ推コイ推務プン部プン課局ラス部ラス	2月 13日	平成〇年〇月〇日に発生した事件について、総務局行政監察室が交通局に対して び監察室が交通局に対して どのような監察行為を行っ たかについて記録した全て の情報・資料	総務局行政監察室は、知事部局等の職員に係る服務監察を実施しており、交通局に対する監察行為は行っていないため、請求に係る個人情報を作成又は取得しておらず、存在しない。 総務局行政監察室は、東京都服務監察規程3条1項1号に基づき、「知事の補助機関たる職員」を対象とした服務監察を実施している。「知事の補助機関たる職員」とは、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)172条各号において規定されており、知事が任免する職員を指している。本件請求に係る交通局職員は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)15条各号において規定されている地方公営企業管理者の補助職員であるため、管理者が任免しており、「知事の補助機関たる職員」とは異なる。このため、総務局行政監察室が実施する服務監察の対象とはならず、請求に係る個人情報は作成又は取得していない。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容 主務課	· 諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
3	037	平の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日	平成 30年 2月 7日	非開示(不存在) 会計管理局 会計管理部 公金管理課	16日	○○が、審査請求人が担当 していた○○業務につい て、その担当を解任すると いうパワー・ハラスメント 行為を行ったことに関する 全ての個人情報	開示請求書において、審査請求人がいう担当の解任は、課の業務を適切に遂行するために、所属長が日常的に行う業務分担の調整の実施にすぎず、そこに何らパワー・ハラスメントにつながる行為はない。 なお、業務分担の調整を審査請求人に伝えた際の記録等は作成していない。 このことから、本件審査請求にある、パワー・ハラスメント行為を行ったことに関する個人情報は存在しない。
4		平成〇年〇月〇日に、開示請求 者が当日〇時〇分以降の休暇を 取得していたにも関わらず、 (開示請求者と)同じ業務仕事 の〇〇に〇時〇分頃までの仕事 の継続を実質的に強制された事 案について、この時間外労働の 強制が職場内で放置されて報 とに関する全ての個人情報	平成 30年 2月 7日	非開示(不存在) 会計管理局 公金管理課	30年 4月 16日	ていたことに関する全ての	開示請求書にある平成〇年〇月〇日〇時〇分以降の休暇については、申請どおりに承認しており、さらに当該時間帯に業務の特段の指示を行った事実もないため、〇時〇分頃までの業務を強いられた事案が職場内で放置されたことに関する個人情報は存在しない。
5		平○日本の での一般では、 での一般では、 の一般では、 の一般では、 の一般では、 の一般では、 の一般では、 の一般では、 の一般では、 の一般では、 の一般では、 の一般では、 の一般では、 の一般では、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででできる。 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででできる。 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででできる。 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでででは、 のででは、 のででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででは、 のでででででででででは、 のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	平成 30年 3月 22日	非開示(不存在) 会計管理 母 母 母 母 母 母 母 母 母 母 母 母 母 母 母 母 母 母 母	5月 14日	非開示理由を結論付けた調	平成○年○月○日付開示請求についてであるが、審査請求人がいう担当業務の解任は、課の業務を適切に遂行するために、所属長が日常的に行う業務分担の調整の実施にすぎず、何らパワー・ハラスメントにつながる行為はないため、本開示請求については、不存在として非開示決定をしたところである。このことから、仕事を与えない目的で担当を解任するという、いわゆるパワー・ハラスメントの行為類型上の「過小な要求」を行ったわけではなく、審査請求人のいう、パワー・ハラスメントにつながる行為は存在しないことは、特段の調査を行うまでもなく明らかである。よって、本件審査請求にある、パワー・ハラスメント行為の有無についての調査方法に関する個人情報は存在しない。

項	諮問	請求内容	決定日	決定内容	・諮問日	対象保有個人情報	実施機関の主張
番	番号	□月 <b>八</b> 下1 <del>八</del>	· 人足口	主務課	10000000000000000000000000000000000000	又は請求個人情報	天旭機関の土派
				非開示 (不存在)			
6		平○日付報の日本の 日付報では 日付報で 日付報で 日付報で 日付報で 日付報で 日付報で 日付報で 日付報で	平成 30年 3月 22日	会計管理局 管理部 公金管理課	平成 30年 5月 14日	(1) (五) (日) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	平成〇年〇月〇日付開示請求についてであるが、開示請求書にある平成〇年〇月〇日〇時〇分以降の休暇に対しては申請どおりに承認しており、さらに当該時間帯に業務の特段の指示を行った事実はなく、本開示請求は、不存在として非開示決定をしたところである。 また、審査請求人は、〇〇担当の〇〇に〇時〇分頃まで仕事の継続を実質的に強制されたと主張しているが、〇〇のいかなる言動のことを指しているかの特定すら不可能であり、審査請求人による、〇時〇分以降の勤務を実質的に強制したとの主張が全くの事実無根であることは、特段の調査を行うまでもなく明らかなことである。 よって、本件審査請求にある、〇時〇分以降の勤務を強制した事実の有無についての調査方法に関する個人情報は存在しない。
7	651	平の月者になる 日に対する 日に対する 日に対する 日に対する 日に対する 日に対する 日に対する 日に対する 日に対する 日に対する 日に対する 日に対する 日に対する 日に対する 日に対する 日に対する 日に 日に 日に 日に 日に 日に 日に 日に 日に 日に 日に 日に 日に	平成 30年 3月 22日	非開示 (不 計管理 等 選 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	30年	職員が開示請求者の名誉を 著しく傷つける文言を新た に追加するという人権侵害	平成○年○月○日付○○○第○○号保有個人情報非開示決定通知書には、「○○」という文言を使用しているが、これは東京都文書事務の手引、東京都公文規程、東京都公文規程施行細目に基づく適切な対応であり、審査請求人のいう「人権侵害の対応を行った」という事実はない。また、審査請求人は、審査請求書内で、平成○年○月○日の○時○分から審査請求人、○○課長及び○○と行った面談記録資料が存在するはずである旨を主張しているが、当該課長及び○○に確認したところ、面談が行われたのは事実だが、審査請求人への対応に関する記録文書は作成していないとの回答であった。よって、請求に係る保有個人情報は存在しない。

項	諮問	<b>注</b>	決定日	決定内容	- 諮問日	対象保有個人情報	実施機関の主張
番	番号	請求内容	<b>大足</b> 日	主務課	1 田田田	又は請求個人情報	天 地 (
				非開示 (不存在)			
8	652	平い用マなくの利上乗件提者上本階移いりめたの庁の来が動め等をケ請「多なくを言が改っての一利(1のつ3移な開ろかのとしを言が改って、レーて25間がですがある。36は出れてエナっは利用のり)起でのをも有本のの別16寸、らるス者来(32りなまきと者無人の大りのでのでは利用のり)起でのとしを言が改るののでの、レーでは利用のり)起でのとしを言が改るである。36は出れて、1のとはを言が改るののの別16は、1のとしを言が改るののの別16は、1のとしを言が改るののの別16は、1のとしを言が改るののの別25は、1のとしを言が改るののの別25は、1のとして、この視情を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	22日	会計管理部機理制	平3079	視したことに関する全ての 個人情報	平成○年○月○日付開示請求についてであるが、審査請求人がいう高層階用エレベータを利用する職員のマナーの悪さについて、そもそも会計管理局では、その苦情がどれくらいあるのかなど、承知していない。 ○○課長の発言の趣旨は、高層階用エレベータにおいて、3階など途中階でエレベータが満員のため新たに乗れない職員がいた場合、当該エレベータの中に1階から16階等の低中層階を利用する職員がいたとしても、既に乗車している職員が優先になってしまい、止むを得ないのではないか、と言ったにすぎないものである。 会計管理局は、職員のエレベータ利用に関する問題提起の内容を判断する立場にはなく、また、○年○月○日の面談記録等は、作成していない。よって、本件に関する個人情報は何ら存在しない。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容主務課	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
9	653	平情を では では では では では では では では では では	平成 30年 3月 22日	一部開示 計管終 理部課 局	平3079	・評定結果に係る苦情相談 調査票 ・苦情検討結果通知面談メ モ(○.○.○)	(1) 「評定結果に係る苦情相談調査票」について 「事実確認内容」欄の1行目から3行目までを除く部分は、調整者が第一次評定者がも事情聴取を行った結果を記載するものである。開示するとにより、第一次評定者が被評定者の誤解や摩擦が生じることを懸念して、後率車できな意見の表明を躊躇し、結果として調整者による正確な事情聴取を変更をできなるなど、公正かつ門滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。 「苦情相談員の意見」欄は、苦情相談員が局人事主管部長へ報告する意見を記載するものである。開示することにより、苦情相談員が被評定者の誤解や配式として表が後期であるとを思念して、公正かり降りのない意見を記載し、結果として記載して記載して記載し、結果として記載して記載し、結果として記載し、「備考」欄は、局人事主管部長が該当する。 「検討内容」欄、「評定者への指導・注意等の内容」欄及び「備考」欄は、局人事主管部長が該見を記載し、当時のない。「請求の指導・注意等の内容」欄及び「備考」欄は、局人事主管部長が表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表

項番	諮問 番号	請求内容	決定日	決定内容 主務課	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
			<b></b>	一部開示	h		(1)1枚目7行目及び8行目について 当該非開示部分は、評定結果に係る苦情相談の事務手続に関する事項が記載されており、開示することで、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。
10	654	「平成〇年度評定結果に係る苦情検討結果通知書に係る面談メモ」(全て記載されたもの)	平成 30年 5月 24日	会計管理局 管理部 総務課	30年   苦	平成〇年度評定結果に係る 苦情相談検討結果通知書に 係る面談メモ	(2) 2枚目24行目から32行目までについて 当該非開示部分は、苦情相談員が被開示者とのやり取りを受けて自身の考えを 記載したものであるが、開示した場合、被開示者の誤解や被開示者との摩擦が生 じることを懸念して、今後、率直かつ詳細な記載を躊躇し、結果として苦情相談 制度に係る記録を適正に残すことができなくなるなど、公正かつ円滑な人事の確 保が困難になるおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。
				非開示 (不存在)			開示請求書において、審査請求人が「会議室から追い出した」と主張する件に
11	657	開示請求者の昼休憩が大幅に制 約されたというやりとりに端を 発した平成〇年〇月〇日のトラ ブルに関する全ての個人情報	30年 5月 24日	会計管理局 管理部 公金管理課	平成 30年 7月 18日	平成〇年〇月〇日のトラブ ルに関する全ての個人情報	ついては、○○担当の職員が、当日○時から来庁者への業務対応を行うこととなっており、局内ルールに従って期限までに予定表へ入力し使用予約していたため、会議室からの退出を促したまでのことである。また、審査請求人が別の場所で昼休憩をとることを、なんら制約したものではない。 これらのことから、本件におけるやり取りは特段記録しておくような性質のものではなく、本件審査請求にある個人情報は存在しない。
		東京都〇〇において、〇〇所属の職員でもある開示請求者が不		非開示 (不存在)			
12	667	公正な人事(平成○年○月○日の勤務評定本人開示の苦情申し立てに係る結果説明で、「請しまな勤務」と説明された開示請と説明とが、日本の外では、日本ののは、日本ののは、日本ののは、日本ののは、日本ののは、日本のは、日本の	31日	会計管理局 管理部 総務課	平成 30年 10月 11日	不公正な人事が長年実施・ 継続されている事案に係る 全ての個人情報	審査請求人は、自身の昇任が不当に抑制されるという「違法な人事」が存在する前提に立って、保有個人情報の開示請求を行っている。 しかし、実施機関において、違法な人事が行われているという事実はない。 よって、請求に係る保有個人情報は存在しない。

項	諮問	<b>建</b>	決定日	決定内容	一	対象保有個人情報	実施機関の主張
番	番号	請求内容	<b>大</b> 足口	主務課	―――  裕岡日   マけ諸安個	又は請求個人情報	天 地 機 関 り 土 坂
		保有個人情報開示請求の手続き に関して、開示請求者が平成〇		非開示 (不存在)			
13	668	年〇月〇日に個人情報の取扱いに係る苦情申立てを行った件 (開示請求者が開示請求書に「平成〇年〇月〇日の事件」としか記載しなかったにもかわらず、職員が平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇号の保有個人	平成 30年 5月 31日	会計管理局 管理部 総務課	平 30年 10月 11日	東京都個人情報の保護に関する条例23条に規定する 「適切な対応」を都側がど のように行ったのかを検証 できる全ての情報	平成〇年〇月〇日付〇〇〇第〇〇号保有個人情報非開示決定通知書には、「〇〇」という文言を使用しているが、これは東京都文書事務の手引、東京都公文規程、東京都公文規程施行細目に基づく適切な対応であり、審査請求人のいう「人権侵害の対応を行った」という事実はない。 審査請求人のいう「平成〇年〇月〇日に個人情報の取扱いに係る苦情申立てを行った件」について、実施機関の当時の〇〇課長及び〇〇に確認したところ、面談が行われたのは事実だが、審査請求人への対応に関する記録文書は作成していないとの回答であった。 よって、審査請求人への対応に関する文書は存在しない。
14	669	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	6日	非開示 (不 会計管理 管理部 総務	30 <del>" -</del>	開示請求者に調整力等がないと都の管理職が判断した 事案の具体的な内容・経緯 等を検証できる全ての個人 情報	審査請求人のいう「『〇〇には部下や他局等とのコミュニケーションや信頼関係の構築、調整力が求められる』と説明した件について、当該面談で説明を受ける立場であった審査請求人に上記調整力等がないと都の管理職が判断した事案」に係る保有個人情報は、作成・取得しておらず、存在しない。

項番	諮問 番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
#F	1年7			主務課		人化明小四八月刊	
		平成〇年度の定期評定本人開示 面接結果報告書に記載されてい		非開示 (不存在)			
15	670	面接相来報告書に記載されている「1・2度、部下や他局に対して大きな声で叱責することが見られた」という事案について、その叱責した事案の具体的な内容・経緯等を確認できる全ての個人情報(文書を含む)	30年 6月 6日	会計管理局 管理部 総務課	平成 30年 10月 11日	開示請求者が叱責した事案 の具体的な内容・経緯等を 確認できる全ての個人情報	審査請求人のいう「『1・2度、部下や他局に対して大きな声で叱責することが見られた』という事案」に係る保有個人情報は、作成・取得しておらず、存在しない。
				一部開示			
16		「平成〇年度評定結果に係る苦 情検討結果通知書についての面 談メモ」	304	会計管理部機	平 30年 10月 17日	苦情相談に係る検討結果通知時の状況(要旨)	(1) 1枚目 ・6行目 ・10行目から12行目まで ・14行目26字目から行末まで及び15行目 ・20行目4字目から行末まで ・23行目から26行目まで 被開示者の意見・反応・状況等を、苦情相談員としてどう捉えたかを記載したものであるが、開示した場合、被開示者の誤解や被開示者との摩擦が生じることを懸念して、今後、率直かつ詳細な記載を躊躇し、結果として苦情相談制度に係る記録を適正に残すことができなくなるなど、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。 (2) 2枚目 ・3行目 ・5行目から10行目まで 苦情相談員が被開示者とのやり取りを受けて自身の所感を記載したものであるが、開示した場合、被開示者の誤解や被開示者との摩擦が生じることを懸念して、今後、率直かつ詳細な記載を躊躇し、結果として苦情相談制度に係る記録を適正に残すことができなくなるなど、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。

項	諮問	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報	実施機関の主張
番	番号	H12,141, 2,14		主務課	##1-2	又は請求個人情報	
		「平成○年度評定結果に係る苦		開示			
17	672	情検討結果通知書についての面談メモ」にある「開示請求者の〇休暇については適正に対応し、規定等も交付した」とでは、規定等では、関示請求に対応し、規定が説明できる全ではできる全では、とが説明できる全では、まずなど、大供関示請求について、は、は、大は、大供関示請求について、は、大は、大供関示請求について、は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大	平30年月日 成年月日	会計管理局総務課		暇等に関する条例施行規則	本件審査請求の事実上の争点は、開示文書の特定の適否であるが、次の理由によって本件決定は、正当であると考える。本件開示請求の趣旨は、開示請求書に引用されている、本件面談メモにおける「開示請求者の○○休暇については適正に対応し、規定等も交付した」との記述のとおり、過去に請求人に対して交付した規定等の写しであると理解し、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」を特定し、全部開示決定を行ったものである。また、開示請求書における「飛び石連休の谷間の日を強制的に休暇開始日とさせられるという自身への○○休暇の取り扱いが適正であることが説明できる個別具体的な規定についての資料」との記述についても併せて検討したが、当該対象保有個人情報以外には存在しない。
		「平成〇年度評定結果に係る苦 情検討結果通知書についての面		非開示			
18	673	談メモ」に記載されている開示 請求者と〇〇との勤務時間外の 口論・トラブルについる)〇〇 示請求者の〇〇である)〇〇が どのようにして当該勤務時間外 の口論・トラブル発生の情報を 入手したのかが確認できる全て の情報・資料	平成 30年 6月 14日	会計管理局 管理部 総務課	30年 10月	して情報を入手したのかが	非開示とした部分は、開示しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。

項	諮問	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報	実施機関の主張
番	番号	<b>請水門谷</b>	<b>大</b> 足口	主務課	部   印   口	又は請求個人情報	夫.ル機関の土状 
		平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第 〇〇号の保有個人情報非開示決		非開示 (不存在)			
19	674	定通知書に記載されている「請求された保有個人情報は作成・取得していない」という非開示理由について、このように結論付けることとなった調査方法に関する全ての個人情報。	平成 30年 6月	会計管理局 管理部 総務課	平成 30年 10月 17日	ととなった調査方法に関す	審査請求人のいう「平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇号の保有個人情報非開示決定通知書に記載されている『請求された保有個人情報は作成・取得していない』という非開示理由について、このように結論付けることとなった調査方法に関する全ての個人情報」に係る保有個人情報は、作成・取得しておらず、存在しない。
		平成〇年〇月〇日実施の聞き取 り調査における〇〇課長の発言		非開示 (不存在)			
20		(「あなた (開示請求者) はよくなた (開示請求者) は注意なた、上司からいろう」という意を受けていただろう」と明して、開示者の発言) に関して、開示される基のトラブルについての全ての個人情報・資料	6月 19日	会計管理局 管理部 公金管理課	30年 10月	開示請求者が怒って注意を 受けたとされる基のトラブ ルについての全ての個人情 報・資料	審査請求人のいう「開示請求者が怒って注意を受けたとされる基のトラブル」 に関する保有個人情報は、当課において作成・取得しておらず、現に存在しない。
		平成〇年度の会議室〇の昼休憩 時の利用に係るトラブルについ		非開示 (不存在)			
21		て、当時の〇〇及び〇〇課職員 らが合理性・公平性のある解決 策を打ち出さなかったために、 その後も開示請求者の平穏な昼 休憩取得が阻害される事案が発 生していることに関係する全て の個人情報・資料	平成 30年 6月 19日	会計管理局 管理部 総務課	30年	開示請求者の平穏な昼休憩 取得が阻害される事案が発 生していることに関する全 ての個人情報・資料	審査請求人のいう「平穏な昼休憩取得が阻害される事案」とは請求人の主張であり、本件に係る保有個人情報は、作成・取得しておらず、存在しない。
22	070	平成〇年度の〇〇業務において、〇〇課長及び〇〇が適切な対応を行わなかったために、開示請求者の迅速かつ円滑な業務遂行が阻害され続けたことに関係する全ての個人情報・資料	19日	非開示 (不存在) 会計管理局 管理部 公金管理課	30年 10月 24日	開示請求者の迅速かつ円滑 な業務遂行が阻害され続け たことに関係する全ての個 人情報・資料	審査請求人のいう「迅速かつ円滑な業務遂行が阻害され続けたことに関する保 有個人情報は、当課において作成・取得しておらず、現に存在しない。

項	諮問	₹₽₽₩	<b>ж</b> ф п	決定内容	⇒≫月日 □	対象保有個人情報	中本後囲の土電
番	番号	請求内容	決定日	主務課	諮問日	又は請求個人情報	実施機関の主張
		平成〇年〇月〇日付〇〇〇第〇		非開示 (不存在)			
23	679	○個の(に部シカにけ者管なてし至資 を情報を で報知の(に部シカにけ者管なてして をして対しの(の)のでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは のので のので	平 30年 6 26日	会計管理局管理部総務課	平成 30年	都が非開示対応した保有個 人情報開示請求について、 「作成・取得していない」 と結論付けるに至った調査 方法に関する情報・資料	審査請求人のいう「『○○には部下や他局等とのコミュニケーションや信頼関係の構築、調整力が求められる』と説明した件について、当該面談で説明を受ける立場であって本件開示請求者に上記調整力等がないと都の管理職が判断した事案の具体的な内容・経緯等を検証できる全ての個人情報」を「作成・取得していない」と結論付けるに至った調査方法に関する情報・資料」に係る保有個人情報は、作成・取得しておらず、存在しない。
		平成〇年〇月〇日付〇〇〇第〇 〇号で都が非開示対応した保有		非開示 (不存在)			
24	680	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	平成 30年 6月 26日	会計管理局 管理部 総務課	平成 30年 10月 30日	都が非開示対応した保有個 人情報開示請求について、 「作成・取得していない」 と結論付けるに至った調査 方法に関する情報・資料	審査請求人のいう「平成〇年度の定期評定本人開示面接結果報告書に記載されている『1・2度、部下や他局に対して大きな声で叱責することが見られた』という事案について、その叱責した事案の具体的な内容・経緯等を確認できる全ての個人情報を『作成・取得していない』と結論付けるに至った調査方法に関する情報・資料」に係る保有個人情報は、作成・取得しておらず、存在しない。
		平成〇年〇月〇日送信のメール		非開示 (不存在)			開示請求書において、審査請求人が「メール送信等で」「職務分担の見直し」
25	について、 682 問題点の指 らが、本件の 対応したの	等で指摘した「〇〇の問題点」について、開示請求者からその問題点の指摘を受けた〇〇課長らが、本件の解決に当たりどう対応したのかが確認できる全ての個人情報・資料	平成 30年 7月 12日	会計管理局 管理部 公金管理課	30年 11月	を受け、その解決に当たり	を主張した件については、〇〇課長が、口頭で審査請求人に対し、「仕事は繁閑があり、時間のある時は、業務に関連する知識の習得をしてください。見直しは

項	諮問	請求内容	決定日	決定内容	部問日	対象保有個人情報	実施機関の主張
番	番号	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	· 人足口	主務課	   取以山 H	又は請求個人情報	大地域例の主派 
		平成〇年〇月〇日実施の聞き取 り調査において、証拠・記録が		非開示 (不存在)			
26	683	何もないに、「あなた(開示 おな、にくないのに、「あない」とからはままででででででででででででででででででででででででででででででででででで	平成 30年 7月 12日	会計管理局 管理部 公金管理課	11月	パワハラ隠蔽目的の偽装工 作行為に関する全ての個人 情報・資料	審査請求人のいう「偽装工作行為」に関する保有個人情報は、当課において作成・取得しておらず、現に存在しない。
		平成〇年〇月〇日に発生した		非開示			
27		「食堂でのトラブル」について、同日開示請求者から報告を受けた〇〇課長が本件トラブルの調査・解決に当たり、どう対応したのかが確認できる全ての個人情報・資料	平成 30年 7月 12日	会計管理局 管理部 公金管理課	21日	〇.〇.〇の2庁4階食堂ト ラブルに関するヒアリング	当該非開示情報は、開示しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難になるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。
		○○課長らの立会いの下で平成		非開示			開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示
28	687	○年○月○日の○時○分から実施された遅延理由の説明面談において、○○課長から突然追及された「高層階用エレベータにおいて○に端を発したトラブル」の事案についての全ての個人情報・資料	平成 30年 8月 9日	会計管理局 管理部 総務課	30年 12月	当局が提供を受けた請求者 に関する情報・資料のう ち、開示請求者以外から取 得したもの	請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、個人情報保護条例16条2号に該当する。 開示しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。

項番	諮問 番号	請求内容	決定日	決定内容 主務課	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
29	688	○○が、「○○」という発言により開示請求者に因縁をつけてきたことに端を発した平成○年○月○日夕方の口論に関する全ての個人情報・資料	14日	非開示 (不存在) 会計管理局 管理部 公金管理課	平成 30年 12月 7日	平成〇年〇月〇日夕方の口 論に関する全ての個人情 報・資料	審査請求人のいう「口論」に関する保有個人情報は、当課において作成・取得 しておらず、現に存在しない。
		平成〇年〇月〇日の〇時〇分から実施された、開示請求者と〇 〇との間で生じたトラブルに係		一部開示		・O/O (O) のトラブルに	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示 請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、な
30	689	る調査結果報告に係る全ての個	平成 30年 8月 14日	会計管理局 管理部 総務課	12月	ついて<周囲に聞き取り> ・○/○(○)の会議室利用 を巡るトラブルについて< 周囲に聞き取り>	お個人の権利利益を害するおそれがあるため、個人情報保護条例16条2号に該当する。 開示しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。
		平成〇年〇月〇日の〇時〇分か ら実施された、開示請求者と〇		非開示	30年 12月	当局が提供を受けた請求者 に関する情報・資料のう ち、開示請求者以外から取 得したもの	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、個人情報保護条例16条2号に該当する。 開示しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護に関する条例16条6号に該当する。
31	690	〇との間で生じたトラブルに係る調査結果報告に係る全ての個人情報・資料(開示請求者を含めた出席者の発言のやりとりを記録した報告メモや本件に関する他の職員の証言の収集に関連する資料等)	平成 30年	会計管理局 管理部 総務課			
		平成〇年〇月〇日の〇時〇分頃		非開示			当該個人情報に含まれる食堂利用者の氏名は、開示請求者以外の個人に関する 情報で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。以上の
32		に都庁第二本庁舎4階の職員食 堂で発生したトラブルにおい て、被害者である開示請求者を	平成 30年 8月 24日	総務局 総務課	平成 30年 12月 7日	平成〇年〇月〇日付報告書	ことから、非開示情報として個人情報保護条例16条2号を追加する。 当該個人情報を開示することにより、庁内における警備の手法や体制が明らかになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、個人情報保護条例16条4号に該当する。 庁内における警備の手法や体制が明らかになると、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされることにより、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、個人情報保護条例16条6号に該当する。

項番	諮問 番号	請求内容	決定日	決定内容	- 諮問日	対象保有個人情報	実施機関の主張		
<b>番</b> 	番号	µД <b>₹</b> ]₹  1,7Д	V/C F	主務課	принд н	又は請求個人情報	<b>プスルビリグリス ▼ 7 エー                                 </b>		
33	692	平に警らいのしなか事が付て対情平に警らののい用注題はしれか事が付て対情で、応報の合人では、いったいっ案都で、応報の名詞とことと関第情務に資年第ていっている言と関第情務に変のよるで、では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	平308月日	#存	平30年月日		本件開示請求において指定された日時及び場所について、開示請求者のものと 特定できる相談記録は存在しないため、それに伴う対応記録も存在しない。 以上により、「平成〇年〇月〇日及び同年同月〇日に開示請求者が都民の声課 に申し立てた案件に対する警備担当の対応記録」は存在しない。		

項	諮問	請求内容	決定日	決定内容		対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
番	番号	明小八八十	· // // // // // // // // // // // // //	主務課	바라마 니		大心(及民)ジェ派
				非開示			
34	693	都の件のいぜを請「て対(の都の非年を○てじ者な提関てれかて成ります。」と、高いのでは、大きないのでは、大きないいのでは、大きないのでは、はいいのでは、はいいでは、いいでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、	平 30年 24日	総総総務局部課	平 30年 7	(2) 平成〇年〇月〇日付 報告書	当該個人情報に含まれる委託先業者の従業員名は、開示請求者以外の個人に関する情報で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。以上のことから、非開示情報として条例16条2号を追加する。 当該個人情報を開示することにより、庁内における警備の手法や体制が明らかになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、条例16条4号に該当する。 「庁内における警備の手法や体制が明らかになると、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされることにより、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

項	諮問	<b>建</b>	沙中口	決定内容	・諮問日	日 対象保有個人情報 又は請求個人情報	中仏機則の子非
番	番号	請求内容	決定日 	主務課			実施機関の主張
		平成〇年〇月〇日に発生した 「食堂でのトラブル」につい		非開示			
35	694	て、〇〇課長が(職員食堂の管理を担当する)〇〇から本件トラブルに係る情報提供を受けたことに関係する全ての個人情報・資料(個人情報のやりと個人情報の管理に関する資料など)	平成 30年 8月 14日	会計管理局 管理部 公金管理課	12日		非開示情報は、開示しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による適正な情報収集が困難になるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。
		平成〇年〇月〇日に発生した		一部開示			
36		「食堂でのトラブル」について、開示請求者の被害回復行動に圧力をかけた〇〇課長の平成〇年〇月〇日の面談時の言動を記録した全ての個人情報・資料(面談メモのような資料)	8月 14日	会計管理局 管理部 公金管理課	12日	メモ	本文21行目以降の情報に関する部分については、服務指導に係る管理職の所見が記載されており、開示することにより、今後適正な服務指導が困難になるなど、人事管理等に係る事務に関し適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護条例16条6号に該当する。
		平成〇年〇月〇日に発生した		非開示 (不存在)			
37	090	「食堂でのトラブル」について、開示請求者の被害回復行動に圧力をかけるという〇〇課長の問題対応に関する全ての個人情報・資料(開示請求者や〇〇とのやりとりを記録した資料など)	30年 8月 14日	会計管理局 管理部 公金管理課	30年 12月 12日	開示請求者の被害回復行動 に圧力をかけるという〇〇 課長の問題対応に関する全 ての個人情報・資料	審査請求人のいう「開示請求者の被害回復行動に圧力をかけるという〇〇課長の問題対応に関する個人情報・資料(開示請求者や〇〇課長とのやり取りを記録した資料など)」であるが、〇〇課長が被害回復行動に圧力をかけるという問題対応自体が行われておらず、これに関する保有個人情報は、作成・取得しておらず存在しない。

項	諮問	請求内容	決定日	決定内容	一諮問日	対象保有個人情報	実施機関の主張
番	番号	pH ACY 1AA	八足日	主務課		又は請求個人情報	夫加(機)の土 <u>坂</u>
		開示請求者が平成〇年〇月〇日		非開示 (不存在)			
38	699	の朝に○○にというの業務上の問題○にというのまとのでは、日本とのでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のではは、日本のでは、	平成 30年 8月 29日	会計管理局 管理部 公金管理課	12月 27日	○○課長がパワー・ハラス メント行為を行ったことに 関する全ての個人情報・資 料	審査請求人のいう「課長の〇〇が〇〇の問題対応・逆切れ発言を全く注意せず、被害者である開示請求者の反論発言のみを注意するという、パワー・ハラスメント行為を行ったことに関する全ての個人情報・資料」であるが、これに関する保有個人情報は作成・取得しておらず存在しない。
		開示請求者が平成○年○月○日 の昼に、業務における○○から の嫌がらせの指示に苦言を呈し	ò	非開示 (不存在)	_		
39	700	たとき口○・害言・と ころ、○ないは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で	平成	会計管理局 管理部 公金管理課	12月 27日		審査請求人のいう「課長の〇〇が〇〇の嫌がらせ指示・因縁行為を全く注意せず、被害者である開示請求者の抗議発言のみを注意するというパワー・ハラスメント行為を行ったことに関する全ての個人情報・資料」であるが、これに関する保有個人情報は、作成・取得しておらず存在しない。

項番	諮問 番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
40	701	平成〇年〇月〇日に発生した 「食堂でのトラブル」に報告で で、同日開示請求者から報告を で、同日開示請求者件トラブル の調査・解決に当たり、どう対 の調査・解決に当たり、どうう のしたのかが確認できる全ての 個人情報・資料	/	主務課開示会計管理部理局公金管理部課	平成 31年 1月 28日	・第二本庁舎4階「食堂トラブル」に関する開示請求 ・変元を記録しては○年	当該開示請求に係る保有個人情報として、第二本庁舎4階「食堂トラブルに関する開示請求者との面談記録(平成〇年〇月〇日実施)、第二本庁舎4階「食堂トラブルに関する開示請求者との面談記録(平成〇年〇月〇日午前実施)、第二本庁舎4階「食堂トラブルに関する開示請求者との面談記録(平成〇年〇月〇日実施)、〇.〇.〇の2庁4階食堂トラブルに関するヒアリング(〇〇)の4件が存在したため、このうち前記の3件を開示決定し、それ以外の1件を非開示決定したところである。本件に係る、保有個人情報は上記の4件以外は作成・取得しておらず存在しない。
41	703	開席では、	平成 30年 10月 15日	非存 (不 群存 (不 群務全 務全 整備 部課	2月 20日	○○課長の職務怠慢対応に 関する全ての情報・資料	当課には、日々職員から都庁舎設備に関する要望等が多く寄せられており、対応可能な案件については対応し、対応が困難な案件についてはその旨説明を行っている。そのため対応の都度応接録等の作成を行っておらず請求のあった文書は存在しない。 また、平成〇年〇月〇日〇時〇分から〇時〇分頃にかけて、審査請求人、〇〇課長及び〇〇課長が面接を行った件については、勤務時間中に行われた職員同士の打ち合わせであるため、応接録等は作成及び取得しておらず存在しない。以上のことから請求のあった個人情報は作成及び取得していないため存在しない。

項番	諮問	請求内容	決定日	決定内容	- 諮問日	対象保有個人情報	実施機関の主張
番	番号	明小八八十	· 八足日	主務課	바라마 나	又は請求個人情報	大旭城民の土城
		平成〇年〇月〇日の〇時〇分頃		非開示			
42	710	で を で で で を で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	平成 30年 11月 16日	総務部総務課	平 第 31年 30日	(2) 平成〇年〇月〇日付   トラブル事案に関する資料   (2) 平成〇年〇月〇日付	当該個人情報を開示することにより、庁内における警備の手法や体制が明らかになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、個人情報保護条例16条4号に該当する。 庁内における警備の手法や体制が明らかになると、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされることにより、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、個人情報保護条例16条6号に該当する。